

國學院大學學術情報リポジトリ

久我晴通(宗入)をめぐる諸問題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡野, 友彦, Okano, Tomohiko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000679

久我晴通（宗入）をめぐる諸問題

岡野友彦

一、はじめに

國學院大學図書館所蔵重要文化財「久我家文書」を用いた研究には、杉山博氏・小川信氏をはじめとする多くの國學院大學関係者などによる優れた業績があり、かく言う私もまたその末席を汚してきた^①。しかるに中世公家文書の伝来は、得てしてその経済基盤たる莊園領有の正当性を証明する文書に偏る傾向があり、「久我家文書」もまたその例に漏れない^②。またいわゆる戦後歴史学において、莊園研究が日本中世史研究の本流と位置

付けられてきた傾向も手伝って、中世久我家の研究は、すなわち久我家領莊園の研究と言い換えても過言ではない状況にあった^③。

しかし、村上天皇の第二皇子具平親王の子で、寛仁四年（一〇二〇）源姓を賜って臣籍に下った源師房に始まる村上源氏の内、師房の次男顕房を始祖とする中院流諸家の一つで、太政大臣を極官とする清華家として中世公家社会に重きをなした久我家の中には、政治史的にもいくつかの興味深い人物を見出すことができる^④。そこで本稿では、その中から戦国末期、近衛家から久我家に養子として入ったことで断絶の危機にあった久

表 1

年	西暦	月	日	売主	買主	土地	価格	久我家 文書
天文 3年	1534	7	1	松室重治	近衛家雑掌	紀伊郡豊田荘 内田畠2段	7貫文	525号
天文 4年	1535	5	3	竹村治興	近衛家雑掌	久我荘内地 1段	5貫文	530号
天文 6年	1537	12		森次郎 左衛門	近衛家北政所 (源慶子)	石橋田地1段	3貫500文	549号
天文 6年	1537	12		林新兵衛	近衛家北政所 (源慶子)	スカウ田地 1段	2貫200文	550号
天文 6年	1537	12		小寺有吉	近衛家北政所 (源慶子)	鳥居脇田地小	1貫900文	551号
天文 7年	1538	4	7	大藪太郎 左衛門	久我晴通	久我荘内田地 3段	12貫文	554号
天文 7年	1538	11	3	高橋宗安	近衛家北政所 (源慶子)	鴨川荘内窪田 田地1所	10貫文	555号
天文 7年	1538	12	10	高橋宗安	近衛家北政所 (源慶子)	鴨川荘内高畠 田地1段小	10貫文	556号
天文 7年	1538	12	11	観音寺	近衛家北政所 (源慶子)	上久我荘内畠 1段	5貫文	557号
天文 7年	1538	12		小寺唐松	近衛家北政所 (源慶子)	吉方名内田 地小	2貫500文	558号
天文 7年	1538	12		小寺秀有	近衛家北政所 (源慶子)	吉方名内田 地大	5貫文	559号
天文 8年	1539	3	17	小寺秀有	近衛家北政所 (源慶子)	久我荘内田地 1段	2貫200文	560号
天文 9年	1540	10	18	白川秀信	久我家政所	東山田地1段	4貫900文	568号
天文 9年	1540	12	27	竹内忠治	近衛家大政所 (藤原維子)	則元半名内田 地2段半	7貫文	569号
天文 11年	1542	12		小寺秀有	久我晴通室	三之坪田地 1段	2貫文	571号

位にあった。ちょうどその間に当たる天文年間(久我家文書)の中には、近衛家雜掌・同北政所源慶子・同大政所藤原維子(宛先(買主)とした売券を多数見出すことができる(表1参照))。これは単純に言う、当時の久我家が「晴通の実家近衛家を迂回し、その財力を利用して土地集積を進めていた」ものと評価できようが、ここでは、その経緯をもう少し詳細にみていくことにしたい。

ことの発端は享禄四年六月八日、時の権大納言久我邦通が二十五歳で嗣子なきまま没したことに始まる(『公卿補任』)。邦通の父右大臣通言はこの時四十五歳、邦通の他に男子はなく、久我家は他家から養子を取らざるを得ない状況となった。『後法成寺関白記』同年九月九日条を見ると「從久我小童相統事一行、并同候人連判等被送之、自女中三種三荷被送」とあり、通言はただちに正室(女中)である徳大寺実敦女(亡き邦通の母)を通じてその姉維子の夫近衛尚通(『後法成寺関白記』の記主)にその「小童」、すなわち尚通と維子の子である晴通(時に十三歳)を迎えて久我家を「相続」させたい旨を打診した。その結果、同十一月十四日条に「小童久我罷向、三種五荷久我遣之」とある通り、晴通は久我家に移住。以後晴通は同日記に「久我息」(十二月二十九日条)などと見えるようになり、

このタイミングで久我家の養子となったことは間違いない。

久我通言はその直後から尚通を通じて朝廷に晴通の叙爵(元服)と自らの隠居、すなわち正式な家督継承の認可を申請していたようだが(右同日条)、一年近く経った翌天文元年十一月二十九日に勅答があり(同日条)、尚通から藏人頭広橋兼秀に次のような返書が提出された(同三十日条)。

就久我相統之儀、御懇 勅答先以祝着存候、被仰出候趣、尤無余儀存候、右府進退事、以初一念之覚悟、既与奪之上者、於于今不及是非候、就其入道右府一流断絶之事、歎存候旨連々申送候間、雖非無斟酌、重而申入候、偏以天憐預勅許候者、尤可畏存候、此由可令奏達給候也、状如件、

十一月晦日 判

頭左中弁殿

この書状から、晴通の久我家相続が実父尚通の主導によって進められていたこと、またその一方で、通言の隠居には朝廷内に少なからぬ抵抗のあったことが見て取れる。こうしてその翌年の天文二年十二月二十六日、晴通は十五歳にして元服、叙爵されたが、通言の隠居はなかなか認められず、三年後の天文五年閏十月八日、遂に通言は上表に及ばず出家を遂げてしまった

〔公卿補任〕。

「久我家文書」の中に近衛家を宛先（買主）とする売券が現れるのはまさにこの時期であり（表1参照）、その初期の購入主体は晴通の実父尚通と考えるのが妥当であろう^①。しかも天文四年五月の売買に際しては、その同日、次のような「久我通言袖判補任状」（『久我家文書』五三一号）が出されて「近衛殿様御雜掌」による同地の永代知行が認められており、この売買が近衛家と久我家の連携で行われていたことを示している。

（花押）

補任 久我庄内字号上木辺事

合巻段者

右件田地、竹村左衛門尉任「売券旨」、永代近衛殿様御雜掌為「御知行」處実正明白也、万一違乱煩於「有」之者、為「本所」可「被」申明候、仍御補任之状如「件」

天文四年五月三日

兼左京大夫 長基（花押）

しかし、当該期における近衛家による土地集積の主役は、何と言っても「近衛殿様北政所殿様」と称された源慶子であった（表1参照）。

源慶子は「尊卑分脈」によると武家細川高基の息女であったが、久我通言の養女として近衛植家に嫁し、近衛晴嗣（前久）

を生んだとされている。しかし慶子がいつ通言の養女となり、植家に嫁したかは実は判然としない。『後法成寺閔白記』永正十七年三月四日条に見える「御方女中」が慶子の初見記事とされ^②、この時植家が十八歳であることから、その頃までには結婚していたものと推測されるが、その前後に慶子が久我家の養女となった痕跡は認められない^③。

しかも興味深いことに、植家が閔白となった大永五年以降も、閔白室となったはずの慶子は「御方女中」などと称され、植家の母藤原維子（尚通室）が引き続き「北政所」と称されている。これは既に後藤みち子氏によって「父が前閔白となり、その後出家しても、また息子が閔白になっても、息子の妻が北政所を称すまでは、母が北政所を称しつづける」事例として指摘・紹介されているが^④、それではなぜこの時期、慶子は「北政所」を称することができなかつたのであろうか。

そもそも、慶子の父細川高基は細川野州家の出身で、同じく野州家から出て細川京兆家を継いだ細川高国の従兄弟に当たるため（『尊卑分脈』）、永正五年から大永七年のいわゆる細川高国政権期に^⑤、その権勢を以て自らの息女を近衛家に嫁がせたのである。しかし、たとえ戦国時代でも「撰閔家の正妻は、撰閔家同士、あるいは上層の公家から迎えるのが普通であった」

ため、¹⁶⁾ 武家出身の慶子が近衛家「北政所」となるためには、い
 ずれかの上層公家の養女となる必要があった。

ここで注目されるのは『後法成寺閔白記』享祿五年二月十二
 日条に「先御方女中・久我兄弟之契約、有二一献」とあり、こ
 の前年久我家の養子となった晴通と慶子の間で「兄弟之契約」
 が結ばれているという事実である。慶子が近衛家に嫁したのが
 永正十七年前後とすると、当時の近衛家では義弟晴通が生まれ
 ていたはずで、享祿五年に改めて「兄弟之契約」を結ぶ意味が
 わからない。とするとここで言う「兄弟之契約」こそ、久我家
 の養子となった義弟晴通を通じて、慶子が久我通言の養女とな
 る契約であつたに違いない。¹⁷⁾

恐らく、武家の娘として近衛家に嫁いだ源慶子は、義弟晴通
 が久我家を継いだことで久我家の養女となることに成功した。
 そして天文五年、種家が閔白に再任されると、慶子は晴れて「近
 衛殿北政所」と称されるようになったのである（『親後日記』
 天文七年十一月十三〜十六日条など）。しからば、当該期の源
 慶子がここまで熱心に久我荘とその周辺地域の土地を集積し、
 これらを久我家に譲渡した背景には、久我家養女となることで
 近衛家正室の地位を得ることのできた恩義に報いようとする意
 図が看取できよう。

晴通の久我家相続は、第一義的には断絶の危機にあつた久我
 家を救うためのものであつた。しかし、その養子縁組は、結果
 として種家室慶子の地位向上につながつた。しかもそれは、慶
 子の実家細川野州家が高国の戦死によつて都での勢力を失つた
 享祿四年以降であれば、なおさら切実なことであつたに違いな
 い。¹⁸⁾ 晴通は久我家を継ぐことで実家近衛家をも救つたとも言
 えようか。「久我家文書」に残る天文年間の近衛家宛売券は、
 その痕跡として読み取るべき文書群と評価できる。

三、久我宗入と大友宗麟

天文二十二年（一五五三）四月八日、晴通は「武家御母儀」、
 すなわち將軍足利義輝の母にして晴通の姉に当たる近衛尚通女
 慶寿院に対し、「世上之儀」につき「種々御意見」を申し入れ
 たが、「御同心」が得られなかったことにより、後奈良天皇に
 辞意すら伝えず、にわかに出家してしまつた（『言継卿記』同
 月九日条）。法名を宗入、¹⁹⁾ 道号を愚庵という。三十五歳の時の
 ことであつた。その申し入れの具体的内容は不明だが、家族を
 めぐる対立とも、幕府政治に関連する内容であつたともされ
 る。²⁰⁾

いずれにせよ晴通（以下宗入）はこうして久我家当主の地位を退いたわけだが、既に金子氏の指摘にある通り、宗入の本格的活動は、この出家以降の方がより顕著となる。中でもよく知られているのが幕命を受けて豊後に下向し、大友・毛利間の和睦に奔走した、いわゆる「豊芸講和」をめぐる活躍である。この件をめぐるのは夙に宮本善己氏の研究があり、また最近では鹿毛敏夫氏も大友氏研究の中で論及しているものの²²⁾、宗入の立場からの本格的検討は未だ十分とは言えない。そもそも宗入は何回、それぞれ何のために豊後に下向したのか。本章ではその経緯を改めて検討し直してみたい。

宗入が大友義鎮（宗麟）との間に交流を持つようになったきっかけは、永祿二年（一五五九）十一月九日、將軍足利義輝が義鎮を鎮西探題に任じた際の御内書に、宗入とその兄大覚寺義俊の副状が添えられたことに始まる（『大分県史料』三二、大友家文書録一三九九号「足利義輝御内書」、以下「大友家文書録」は全て同書による）。これは既に金子氏の指摘にある通り、「義輝の將軍としての外交政策」が「足利―近衛体制」を一つの拠り所としていたため、「母方のおじにあたる近衛家出身の法体ふたり」が、大友家との交渉役に選ばれたためであろう。しかるにこの後、宗入と義鎮は急速に接近し、早くも同年十一月

二十日、宗入は義鎮に書状を送り、豊後下向を約している（大友家文書録一四〇一号「久我宗入書状」）。そして翌永祿三年十二月三日、宗入は伊予の河野通宣に対し、自らの豊後下向にかかる海上通行の安全保障を謝しており（河野文書、『大日本史料』第十編之二十八、四〇〇頁）、実際に豊後に下向していたことがわかる。

これが宗入の第一次豊後下向であるが、その副産物とも思われる痕跡が、「久我家文書」の中に残されている（『室町幕府奉行人連署下知状案』『久我家文書』六、二三号）。

豊後国間職事、先規以来從彼国上洛之諸商売人相着之上者、早任大友申之旨、中村次郎右衛門尉鎮人弥可令存知之由、所被仰下也、仍下知如件

永祿五年十一月十日

信濃守神 宿禰

掃部頭藤原朝臣

これは幕府が、大友義鎮（同年六月末頃出家、以下宗麟）の申請に任せ、中村鎮人なる者を豊後国間職（豊後からの上洛商品運送責任者）として認めたものだが、かかる下知状の控えが「久我家文書」に残っていること自体、当該期において久我家が、幕府・大友家間の交渉窓口としての役割を果たしていたこ

とを如実に物語っている。

翌永祿六年正月二十七日、將軍義輝は大友・毛利間の和平を調停させるため、久我宗入を豊後に、またその兄聖護院道増を安芸に派遣することとした(吉川家文書・立花家文書「足利義輝御内書・同副状」『増訂正編年大友史料』二二、二八四、二八七号)。宗入・道増の二人は同年三月三十日、豊後に下着(大友家文書録一四七一〜一四七三号「大友宗麟書状」)。以後一年以上にわたる彼らの「御媒口」により、翌永祿七年七月、大友宗麟と毛利元就・吉川元春・小早川隆景の間で起請文が取り交わされ(大友家文書録一四八三・一四八四号「大友宗麟・毛利元就等連署起請文」)、大友・毛利間の和睦が成立した。

これが宗入の第二次豊後下向であり、その詳細な経緯は宮本氏の研究に詳しい。またこの義輝の人選が、上述した「(義輝の)母方のおじにあたる近衛家出身の法体ふたり」に当たることも、金子氏の指摘通りである。但しその前提として、上述してきた永祿二年以来の久我・大友(宗入・宗麟)間の交友関係があったことも忘れてはなるまい。

その後、宗入がいつ京都に戻ったのかは判然としないが、永祿八年正月には帰京していた可能性が高い²⁴⁾。そのような永祿八年から十年にかけて、宗入のその後の人生に大きな影響を与え

る二つの事件が起きた。一つは永祿八年五月、將軍足利義輝とその母慶寿院(宗入の姉)が、三好義継らの軍勢によって討たれた永祿の変²⁵⁾、今一つは永祿十年十一月、宗入の嫡男で時の久我家当主であった通俊(初名通興、後に通堅)が、正親町天皇の内侍目々典侍(飛鳥井雅綱女)および天皇の第一皇子誠仁親王の上臈御伊茶(万里小路惟房女)との密通を疑われて官を解かれ、和泉国堺に逼塞させられることとなった通俊勅勘事件である²⁶⁾。これに対して宗入は、翌永祿十一年六月、わずか四歳の孫吉通(後に季通・敦通と改名)の出仕を実現して久我家の存続を図っているため(『言継卿記』同月十一日条)、事件後も在京していたことが確認できるものの、この二つの事件によって、姉の將軍生母と甥の將軍、さらには天皇の信頼を失ったことに変わりはなく、その地位は極めて不安定なものとなったことが想定される。

そうした宗入の立場を一変させたのが、同年九月、織田信長に奉ぜられて入京し、同年十月十八日、征夷大將軍の地位に就いた足利義昭であった。義昭は義輝の同母弟、つまり宗入の姉慶寿院の実子に当たり、宗入は再び將軍の叔父という立場を手に入れたことになる。その結果であろうか。義昭が將軍に就任してわずか二日後の同月二十日、久我家は当主通俊が逼塞の身

であったにもかかわらず、「室町幕府奉行人奉書」(『久我家文書』六五九号) および次に掲げる「織田信長朱印状」(泰嚴歴史美術館所蔵文書)によって、その所領を安堵されている。

久我殿御知行分之事

- 一、久我上下庄・樋爪入組所々散在本役・加地子分一職之事
- 一、同所森分之事
- 一、東久世築山一職事
- 一、大藪庄寺庵・御被官仁・名主等一職之事
- 一、勢田分直務之事

依^三御旧領無^レ紛如^レ此被^レ成^三 御下知^二上者、悉以
一円全可^レ有^二領知^一事肝要存之状如^レ件

永禄十一年十月廿日 織田宗忠 信長(天下布武印)

その後の宗入が、將軍義昭の側近とも言うべき立場にあったことは、金子氏の研究に詳しい⁽²⁸⁾。そのような中で宗入は、永禄十三年三月、信長を通じて正親町天皇に対し、嫡男通俊の赦免を申し入れており(『言継卿記』同月二日条)、義昭の側近として、信長を頼りにしていたことがわかる。宗入の誤算は、この両者がいざれ対立することにあるが、そのことについては次章で詳述したい。

宗入の第三次豊後下向は、こうした状況のもと、兄義輝の政

策を引き継ぐとする將軍義昭の意向によって進められた。將軍就任から二か月も経たない永禄十二年正月十三日、早くも義昭は、一色藤長・上野信恵を通じて吉川元春に、また久我宗入を通じて大友宗麟に、豊芸和睦のことを申し入れている⁽²⁹⁾。しかるに今回の和睦交渉は、しばらく書状と使者の往来のみによって行われたらしく、⁽³⁰⁾ 実際に宗入が豊後に向けて出京するのは、二年後の元龜二年(一五七一)四月三日のこととなる⁽³¹⁾。

そして、既に鹿毛氏の指摘にある通り、この宗入の第三次豊後下向は、大徳寺の怡雲宗悦、薬師の吉田牧庵、絵師の狩野永徳、金工師の後藤徳乗といった「めいじんそろへ」での下向であった⁽³²⁾。怡雲宗悦は永禄五年に出家した宗麟の戒師とされ、また永禄十二年には既に永徳の父狩野松栄が豊後大友館に下向してその襖絵を描いたと推測されるなど、⁽³³⁾ 彼ら個々と宗麟との交流は以前から確認できるものの、これほどの「名人揃え」での下向は珍しい。ちなみにこの際宗麟は、狩野永徳に命じて豊後白杵丹生島城の書院襖絵を描かせているという⁽³⁴⁾。その意味で宗入の第三次豊後下向は、都の文化を豊後にもたらすことに大きく貢献したと言える。しかし一方で肝心の豊芸講和はなかなか実現できなかったらしく、年も改まった元龜三年閏正月、宗入はなお豊後に留まり「兩國和睦」に奔走し続けていることが確

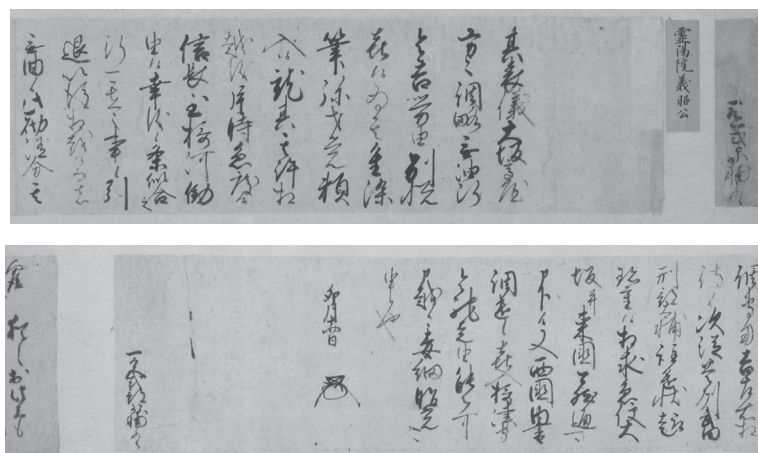


写真 1

認⁸⁶でできる。

実はこの後、宗人がいつ京都に戻ったかは判然としない。否
 ともそも天正三年（一五七五）三月の最期を、京都で迎えるこ
 とができたかということすらわかっていない。言うまでもなく
 その背景には、宗人豊後下向後の京都で起きた義昭と信長の対
 立、およびそれをきつかけとした信長による義昭の京都追放、
 すなわち室町幕府の滅亡という大事件が絡んでいた。その詳細
 は章を改めて検討することにしよう。

四、織田信長と晩年の久我宗人

国立国会図書館所蔵『古簡』の中に次のような古文書が残さ
 れている（写真1）。信長の動きなどから天正二年四月のもの
 として間違いない。

其表儀、大坂・高屋方々調略、無¹油断²令³苦勞⁴由、別悦
 喜候、為⁵其重染⁶筆、弥才覚頼入候、就⁷其許相越候、
 片時急度候、信長至⁸撰・河⁹働由候、幸儀候条、似合之行
 可¹⁰在¹¹之事情、引退以後相越候而者無¹²曲候、此御随分其
 調専用、吉左右相待候、次從¹³豊州¹⁴武田刑部太輔註進状趣
 珍重候、相¹⁵求¹⁶急便¹⁷、大坂¹⁸東国¹⁹可²⁰然²¹通²²可²³申²⁴下²⁵候、又西

国内書調進候、喜入撰津守令馳走由、能々可申越候、
委細昭光可申候也

卯月十四日

（花押）

〔切封ハ書（墨引）〕

一色式部少輔とのへ

従来この文書は、その成巻された『古簡』押紙に「靈陽院義昭公」とある通り「足利義昭御内書」と考えられ、『大日本史料』第十編之二十一（天正二年四月二日条）をはじめ、蕪木宏幸氏による義昭花押研究でも義昭のものとされてきた。しかるに近年、金子氏は久我晴通（宗入）発給文書を特定するため、その花押型を分類される中で、本文書の花押を宗入のものとして、本文書を宗入最晩年の発給文書と推定された。そしてその結果、本文書が一見して「信長攻撃への意欲に満ち」ていることから、「義昭追放後も宗入は彼と行動をともしていた」として、「元龜三年二月以降のある時期には帰洛して、ふたたび義昭に近侍していたと考えざるをえない」と結論付けられたのである。

その考証は実に緻密なものであり、反論の余地などないかのように見える。しかし私は、以下に述べるいくつかの理由により、やはり本文書を久我宗入のものとすることは難しいのではないかと考えている。そこで本章では、最後にその問題を検討

しつつ、最晩年の宗入、および宗入没後の久我家について考察していくことにしたい。

まず本文書の内容に注目しよう。金子氏も指摘する通り、本文書は「信長攻撃への意欲に満ち、一色藤長の撰津方面での調略活動をねぎらい、西国に内書を遣わすだとか、真木島昭光が副状発給者となつている点など」で、京都を追放された後の義昭発給文書特有の文言が散りばめられており、翌十五日付の同じ一色藤長宛「足利義昭御内書」（日本学士院所蔵文書『大日本史料』第十編之二十一、天正二年四月二日条所収）と極めてよく似た内容である。だからこそその花押が、僅か一日違いで同一人宛に出されたほぼ同一内容のその御内書や、同日付で島津義久宛に出された御内書（大日本古文書『島津家文書之一』九二号）の花押（蕪木氏分類の「公家様Ⅲ」型足利義昭花押）と異なる理由を明確に説明する必要があるわけだが、花押の問題を別にすれば、本文書は「足利義昭御内書」と称して何ら違和感のない文書と言える。ちなみに金子氏は、本文書について、

(1) 「義昭の御内書である。つまり花押は義昭の別体である」、

(2) 「義昭の御内書として作成された文書が何らかの事情で義昭の判が据えられず、別人が判を据えて出した」、(3) 「宗入の書状である」という三つ可能性を提示され、(2) の可能

性を残したうえで、(3)の考え方を採り「本文書を「宗入の書状とみなしておきたい」とされる。私は後述するようにこれを宗入の書状とは考え難いと思っているが、たとえこれが宗入の花押だとしても、やはり本文書はあくまでも義昭の御内書であり、そこに何らかの事情で宗入の花押が据えられたという、(2)に近い考えの方が良いのではないかと考えている。

第二にその花押の型である。金子氏はこれまで「足利義晴御内書」もしくは「氏名未詳書状」とされてきた三通の古文書を永禄十一年の「久我宗入書状」とされた。それぞれ『武家手鑑』(中ノ三〇)、『大徳寺文書』(五四九号)、『思文閣古書資料目録』(一七三号)に写真版もしくは花押影が掲載されており、これが金子氏の言う宗入「C型」花押と確認できる。金子氏は本文書の花押がこのC型とよく似ていることから、これを宗入書状とされたわけだが、その一方で永禄十一年の上記三通と本文書は時期が離れており、しかもその間に「D型」(永禄十一〜元亀元年と推定される『園城寺文書』第二巻三〇五号の「宗入書状」など)を挟むこと、さらには「C型の他二点とくらべると、上部の円が角張って台形を上下逆さまにしたような書き方となり、y字(x字)から伸びる線がその外部に突き出ている点」に微妙な差異があるなどといった問題があることを認めておら

れる。さらに金子氏は、この花押型が足利義晴の花押とよく似ている(だからこそこれまで「足利義晴御内書」と誤解されてきた)こと、また室町幕府内談衆として義晴に近侍した大館晴光も、一時これとよく似た花押を使用していたことを指摘され、「義晴の義弟に当たる宗入、家臣の晴光は、それぞれ偏諱を授かった相手でもある義晴の花押をもとにした花押を一時期使用していた」というきわめて重要な指摘も加えておられる。しかれば、信長に追放された足利義昭のもとに、義晴の偏諱を受けた第三の人物がいたという想定はできないだろうか。具体的な人名比定ができないことが悔やまれるものの、再検討の余地はあるう。

第三に、なによりその後の久我家に対する信長の姿勢である。久我家人は本文書の出された翌天正三年三月十三日、五十七歳で没し(『大日本史料』第十編之二十八所収久我晴通卒伝)、嫡男の通堅もまた同年四月六日、三十五歳にして和泉国堺で没した(『公卿補任』同年条)。残されたその嫡男吉通(後に季通・敦通と改名)はこの時僅か十一歳。もし、祖父宗入が信長に抗したまま義昭のいる備後国鞆で没し、父通堅が正親町天皇の勅諭を蒙ったまま和泉国堺で没したとすると、久我家の存続はまさに風前の灯火だったことになる。ところが同年七月十二日、

信長は次のような朱印状を京都所司代村井貞勝に発して、吉通に対し、久我家領の当知行を安堵している（『織田信長朱印状』『久我家文書』六九〇号）。この事をどのように考えれば良いのであろうか。

久我家領事、先年朱印之旨猶以改之、五ヶ村之外入組・散在等、任当知行、悉可申付之状如件

天正 七月十二日

（朱印）

村井貞勝殿

金子氏は、この朱印状が「公家に対する一斉所領給付（十一月）に先がけて」発給されたことに注目され、信長が「不思議に久我家を厚遇する」と指摘されながら、「久我家の朝廷社会における存続に力があつたのである」として、その「厚遇」の理由を説明しておられる。しかし、これから二十四年後の慶長四年（一五九九）、「子者継父之業者乎」（『鹿苑日録』同年七月二十一日条）と非難された長橋局との醜聞による久我敦通勅勘事件の際には、翌慶長五年、関ヶ原合戦で勝利を取めた徳川家康に対し、久我家が伝奏勸修寺光豊を通じ、その家領安堵を求めたにも関わらず（『当知行分目録』『久我家文書』七七四号）、幕府はその「当知行分」を安堵しなかつた。もとより信長と家康とは、公家社会への対応を一概には論じられまい。しかし、

同じく時の当主が勅勘を蒙っていた久我家に対する武家政権の対応として比較すると、信長の「厚遇」ぶりは、決して「朝廷社会における存続に力があつた」だけのものとは思えない。少なくとも当該期の久我家が、信長政権と敵対関係にあつたにしてはありえない対応であることだけは確認しておきたい。

最後に、本文書発給の二か月前に当たると天正二年二月、久我家入の息本園寺日勝が、次のような口宣案と宣旨（『壬生家四卷之日記』『大日本史料』第十編之二十一）によつて権僧正に任ぜられているという事実をどう解釈するかである。

権僧正日勝久本園寺成 宣旨事

天正二年二月五日 宣旨

権大僧都日勝

宣任権僧正

藏人右中弁藤原輝資*

権大僧都日勝

右中弁藤原朝臣輝資伝宣、権中納言藤原朝臣公遠宣、

奉勅、件人宣任権僧正者

天正二年二月五日 主殿頭兼左大史小槻宿祢判*

もとより朝廷と信長政権は別のものであり、宗入と日勝は父子とは言え別人である。しかし、義昭追放後も彼と行動をともに

し、数か月後には「信長攻撃への意欲に満ち」た文書を発給するような貴族の息を、果たして時の朝廷が権僧正に任ずるであろうか。ちなみにこの日勝は後に還俗して豊後に下り、三休と名乗って大友宗麟の婿となるが、その時期について「大友家文書録」〔大分県史料〕三二は「永禄六年頃カ」として父宗入の第二次豊後下向と関連付け、また金子氏は「三休の還俗・豊後下向・宗麟息女との婚姻の時間的前後関係は定かではない」としておられる。しかし、右の口宣案・宣旨を信用する限り、天正二年以降であることは間違いない。しかもフロイス『日本史』一五七八年（天正六年）の記事に「ちようどその頃、久我殿なる（豊後国主の）嫡子の義兄弟が嫡子に会いに来た。彼は当初僧（籍にあり）、法華宗の都（における）総長を務めた身で、つねに我ら（イエズス会員）の心からの敵であった」として三休が登場することから、遅くともそれ以前には還俗して豊後に下向し、宗麟息女と結婚して嫡子義統の「義兄弟」となっていたことが知られる。さらに三休と宗麟息女の間生まれた通春は、一尾淡路守と名乗って武家となり、寛永十年（一六三三）に五十六歳で没しているので（『系図纂要』第九、『寛政重修諸家譜』巻第四五九）、逆算すると天正六年生まれであることがわかる。よって三休の豊後下向は、天正三年～五年頃と推測す

ることが可能であろう。日勝は天正二年二月、間違もなく京都におり、恐らくは翌天正三年の父宗入没後、還俗して豊後に下向したと考えられるのである。

以上、状況証拠ばかりではあるが、天正二年～三年、宗入が備後の足利義昭のもとにいた可能性は低い。宗入は信長政権下の京都で最期を迎えたものと考えておきたい。

五、おわりに

國學院大學図書館所蔵「久我家文書」の中に、「久我家重書」という標題の付された二巻の卷子がある。そのうちの二巻は後醍醐天皇をはじめとする南北朝・室町時代の天皇・上皇から出された綸旨・院宣十五通をまとめたもの、いま一巻は足利尊氏をはじめとする南北朝・室町時代の武家政権（鎌倉幕府・六波羅探題・伊勢守護・伊勢国司などを含む）から出された文書二十八通をまとめたものであり、これら四十三通が遅くとも明和三年（一七六六）までには今日のような二巻に仕立てられていたことは既に別稿で詳述した。⁽⁴⁾ 一方、これら四十三通のうち最も時代の下る文書が永禄十二年（一五六九）の「足利義昭御判御教書」〔久我家文書〕六七一号であることから、これら

が「久我家重書」としてまとめられ始めた作業の上限は永禄十二年以降と推測できる。さらにこれら四十三通のうち最も多いものは、山城国の膝下荘園である久我・久世荘関係の十三通、次いで播磨国這田荘関係の九通、伊勢国木造荘・石榑御厨関係と洛中敷地関係の各五通と続いており、戦国期においても久我家が領有権を主張し続けていた所領に關係する文書群が多くを占めている。とすると、これらを「久我家重書」としてまとめる作業は、戦国末期である永禄末年には既に始められていたと考えた方がよい。永禄末年の形式上の久我家当主は久我通堅であるが、彼は勅勘を蒙つて和泉国堺に逼塞中であり、実際にその作業の中心にいた人物としては、その父晴通（宗入）以外考えられまい。

久我晴通（宗入）は、村上源氏中院流正統とされる久我家に、藤原氏御堂流正統とされる近衛家から異姓養子として入り、久我家の断絶を防ぐとともに、出家後は足利將軍家の叔父として、豊後に三度下向するなど、その大名外交の一翼を担った。その子のうち一人（日勝・三休）は父の没後豊後に下つて武家一尾家の祖となり、また別の一人（具莚）は櫻井木工頭を名乗つて別家を興し、幕末に岩倉具視を輩出する岩倉家の祖となった。⁴³このように晴通以前と以後とは、久我家は全く別の家に生ま

れ変わったとすら言える。今日、私たちが目にする「久我家文書」という「まとまり」形成の中心には、そのような久我晴通（宗入）がいた可能性が高い。「久我家文書」という史料を利用する際、改めてこの点を再確認しておく必要があるように思ふのである。

注

- (1) 拙著『中世久我家と久我家領荘園』（続群書類従完成会、二〇〇二年）序章第二節「久我家の概略と久我家領荘園研究のあゆみ」参照。
- (2) 拙稿「久我家領荘園について」（『國學院大學図書館紀要』第九号、一九九七年）参照。
- (3) 拙著『院政とは何だったか——権門体制論』を見直す」（P173）新書、二〇一三年）参照。
- (4) 橋本義彦『源通親』（吉川弘文館、人物叢書、一九九二年）、拙稿「源師房——摂関家出身の源氏長者」（元木泰雄編『王朝の変容と武者』清文堂「古代の人物」6、二〇〇五年、後に拙著『源氏長者——武家政権の系譜——』吉川弘文館、二〇一八年に所収）など。
- (5) 拙稿「山城国久我荘の支配形態——特に名田・散田の構造を中心として——」（『国史学』一二五号、一九八五年、後に註1拙著第三編第一章に収録）
- (6) 拙著『戦国貴族の生き残り戦略』（吉川弘文館、歴史文化ライブラリー、二〇一五年）第四章第一節「近衛家と天下人たち」
- (7) 金子拓『織田信長政権論』（吉川弘文館、二〇一五年）第一部第二章「久

「我晴通の生涯と室町幕府」、以下本稿で「金子氏の指摘」と称するものは全てこの論文を指す。

- (8) 『大日本史料』第十編之二十八は二〇一三年、金子氏註7論文の初出となる「久我晴通の花押と文書」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』六六)は二〇一四年の刊行であり、本来であれば註6拙著に反映すべき業績であったが、私の不明により全く触れることができなかった。本稿はその反省の上に立つものであることをお断り申し上げるとともに、金子氏に対しご無礼をお詫び申し上げます。

- (9) 註6拙著一八九頁。

- (10) 尚通からこの返書の出された直後の同年十二月二日、広橋兼秀は近衛邸を訪れ、晴通の久我家相続について、三条西公条から反対意見のあったことを伝えている(『後法成寺閔白記』同日条)。その詳細は不明だが、通言がこの時まで四十六歳で、再び実子を授かる可能性を指摘する声もあったのではなからうか。果たして通言は出家後の天文六年、側室の吉田兼満女との間に再び男子を授かっているが、既に晴通が久我家当主となっていたため、その子は徳大寺家へ養子に入り、徳大寺公雄を名乗ることになる(『公卿補任』)。

- (11) 刊本『久我家文書』第一巻(統群書類従完成会、一九八二年)五二・五三〇・五三一号はこの「近衛殿様」を近衛種家に比定している。確かに尚通は天文二年に出家しており、時の近衛家家長は種家で間違いないが、右の経緯を勘案すればその主導権はその父尚通にあったと考えた方が良いだろう。

- (12) 大日本古記録『後法成寺閔白記』(岩波書店、二〇一一年)の人名比定による。なお種家・慶子閔の嫡子晴嗣(前久)は天文五年(一五三六)生まれで、結婚から十六年後の出産となることに違和感もあるが、後述するように細川高基女が近衛家に嫁す時期としては、永正五年(一五二七)永七年のいわゆる細川高国政権期以外に考えられず、永正十七年の「御

方女中」は細川高基女で間違いない。むしろ慶子は近衛晴嗣(前久)の実母ではなかったのかも知れない。

- (13) 『後法成寺閔白記』は永正十五年と大永元年・二年の記事を欠くため、史料の制約は免れないが、たとえその頃に久我家の養女になっていたとしても、その後の記事に頻出する久我通言夫妻と慶子との関係が希薄すぎる。

- (14) 後藤みち子『戦国を生きた公家の妻たち』(吉川弘文館、二〇〇九年)七八頁。

- (15) 馬部隆弘『戦国期細川権力の研究』(吉川弘文館、二〇一八年)参照。

- (16) 後藤氏註14著書五四頁。

- (17) このことについては既に金子氏が註7論文の中で、(晴通は「兄種家の正室慶子(細川高基息女)」と義兄弟の契約をむすんだり(慶子が久我通言の養女となる)として指摘しておられる。

- (18) 高国の没後、その跡を継いだ晴国・氏綱ら細川野州家の動向については、馬部氏註15著書第三部「高国派残党の蜂起」に詳しい。

- (19) 『公卿補任』は「宗元」とするが、発給文書の署名は「宗入」で一貫している。

- (20) 金子氏註7論文は晴通出家二十日後、晴通の正室(武田元光息女)が「調法(調伏)」の疑いのもと急逝していることとの関係について注目しているが、詳細は不明。なお慶寿院と幕府政治とのかわりについては、高梨真行「將軍足利義輝の側近衆」外戚近衛一族と門跡の活動」(『立正史学』八四号、一九九八年)も参照されたい。

- (21) 金子氏註7論文五二―五三頁に「実は現在確認できる晴通の発給文書は、すべて出家後の彼の後半生、宗入として出されたものばかりである」とある。

- (22) 宮本義己「足利將軍義輝の芸・豊和調停(上)(下)」(『政治経済史学』一〇二・一〇三号、一九七四年)。なお福川一徳「元龜―天正年間

- の大夫・毛利氏の戦い」（『軍事史学』二六卷四号、一九九一年）にもわずかに論及がある。
- (23) 鹿毛敏夫「雪舟・狩野永徳と豊後大友氏——絵師からみた「大友文化」——」（『大分県地方史』一九四号、二〇〇五年）、同「大友義鎮——国君、以道愛人、施仁発政——」（ミネルヴァ書房、二〇二二年）一八三頁。
- (24) 年未詳正月晦日付大徳寺興臨院・如意庵宛「久我宗入書状」（『大徳寺文書』）が、同日付「足利義輝御内書」（『大徳寺文書』二九三号）を大徳寺に伝達したものの（つまり永禄の変で義輝が暗殺される以前のもの）で、その文中に「口今至八幡罷下候」とあることから、永禄五年五月の八幡移住（『久我家文書』六二・六二二号）以降のものとする。宗入が豊後に下向していた時期を除けば、永禄六年正月か永禄八年正月のものと考えられる。金子氏註『論文五五六頁参照』。
- (25) 永禄の変に関する先行研究は数多いが、最近のものとして、木下昌規「足利義輝（シリーズ室町幕府の研究4）」（戎光祥出版、二〇一八年）、山田康弘「足利義輝・義昭——天下諸侍御主に候——」（ミネルヴァ書房、二〇一九年）、黒島敏「天下人と二人の将軍——信長と足利義輝・義昭——」（平凡社、二〇二〇年）などがある。
- (26) 『公卿補任』永禄十一年条、『言継卿記』永禄十年十一月十九日条、『晴右記』同日条など。註6拙著一九四—一九六頁参照。
- (27) この「織田信長朱印状」は、これまで「久我家文書」に残る案文（『久我家文書』七六五—）のみが知られていたが、最近（二〇二〇年三月）東京都町田市に開館した泰蔵歴史美術館にその正文が展示され、その存在が確認された。
- (28) 金子氏註『論文六八—七一頁。ことに永禄十二年正月、三好三人衆らが義昭を襲撃した本願寺の変に際し、山科言継が「久我入道愚庵、細川兵部大輔、池田筑後守不、見之由有之」という噂を日記に書き付けしていることは（『言継卿記』同月七日条）、宗入が細川藤孝と並ぶ義昭
- の側近と認識されていたことを示している。なお谷口研語『流浪の戦国貴族近衛前久——天下統一に翻弄された生涯——』（中公新書、一九九四年）、註6拙著一九六—一九七頁も参照。
- (29) 「吉川家文書」「大友氏記録」ほか『大日本史料』第十編之一、永禄十二年正月十三日条所収史料。
- (30) 『大日本史料』第十編之三、永禄十二年十二月二十日条所収史料、『言継卿記』永禄十三年正月二十二日条など。なお鹿毛敏夫氏は宗入が元亀元年（一五七〇）「長年続く毛利氏との紛争を調停し、「豊芸無事」を斡旋する足利義昭の御内書と織田信長の奉書を伴って義鎮のもとを訪れている」（註23鹿毛論文四九頁、同鹿毛著書一八三頁）とされるが、その根拠とされる「大友家文書録」一五六二「足利義昭御内書」などに「委細愚庵可有「演説」候」などあるのは、御内書に宗入の副状が添えられたことを示すもので、宗入の豊後下向を示すものではない。さらに同一五六四「足利義昭御内書」と二五六六「細川藤孝・一色藤長連署副状」は、『大日本史料』第十編之六、元亀二年四月三日条所収史料で、恐らくは元亀二年のものである。
- (31) 『大日本史料』第十編之六、元亀二年四月三日条所収史料。
- (32) 註23鹿毛論文四九頁、同鹿毛著書一八三頁。
- (33) 「藤藩日記雑録」後編五「義弘公御請中・正文在山田衆向井弥左衛門」所収元亀二年五月二十一日付、意温斎（中江周琳）宛「宗因書状」（『大日本史料』第十編之四、元亀元年六月二十八日条所収）に「今度到我豊後久我殿様御下向候、紫野和室様、薬師牧庵、狩野源四郎、民部子二て候、後藤源四郎、三郎四郎子にて候、めいしんそへ下申候」とある。
- (34) 註23鹿毛論文四七—四八頁、同鹿毛著書一七九—一八〇頁。
- (35) 『大友興廢記』巻第十一「見山絵之間談之事」条、なお註23鹿毛論文参照。

- (36) 「柳澤文書」元龜三年閏正月十三日付「足利義昭御内書」(『大日本史料』第十編之六、元龜二年四月三日条所収)に「芸豊和平之儀、急度難相究旨、從愚庵被申上候、然共猶在国候而、可有馳走由申遣候、無退屈加し意者、不可有異儀間、弥愚庵逗留事申越候」とある。
- (37) 蕪木宏幸「足利義昭の研究序説―義昭の花押を中心に―」『書状研究』一六号、二〇〇三年
- (38) 註6拙著二〇三〜二〇五頁
- (39) 松田毅一・川崎桃太訳『プロイス日本史』(中央公論社、一九七八年)第四六章
- (40) 國學院大學久我家文書特別展示開催実行委員会編『特別展観中世の貴族―重要文化財久我家文書修復完成記念―』(國學院大學、一九九六年)七九〜一三三頁参照。
- (41) 註2拙稿、註6拙著二一三〜二一八頁
- (42) 註1拙著第四編第三章「中世後期における伊勢・播磨の久我家領莊園について」、註6拙著二六〜二一八頁参照
- (43) 東京大学史料編纂所所蔵『岩倉家譜』、武部敏夫「岩倉家」『国史大辞典』(吉川弘文館)他